

## 作業後に高額請求する害虫駆除トラブル ～ 広告の格安料金に要注意！ ～

**内容** インターネットで調べた駆除業者に来てもらったが、料金があまりに高額だ。

1人暮らしの部屋にゴキブリが出た。インターネットで「1,000円から」と記載されていた駆除業者に電話で依頼した。電話では料金についての説明はなく、せいぜい数千円くらいだろうと思っていた。

8畳程度の部屋の駆除作業とクリーニング、薬剤散布などを行ってもらったが、作業後に作業請負契約書を提示され、料金は約50万円と言われ、その日は約10万円を現金で支払った。

作業請負契約書にはクーリング・オフに関する記載はない。作業内容として、クリーニング、燻煙剤、残効性薬剤、フェロモン除去、侵入経路一式、追い出し剤等と記載されていた。残金を支払わなければならないか。（20代男性）

### 消費生活センターからのアドバイス

極端に安い価格を表示するウェブサイトや広告には、気を付けましょう。

- ・ 駆除の作業内容や料金は、住宅の大きさや構造、害虫の発生状況によって異なります。
- ・ ウェブサイトの広告で「〇〇円から」「基本料金 円」などと表示されていても、こうした料金で駆除作業が依頼できるとは限りません。

事業者への依頼が本当に緊急で必要なものか、冷静に考えましょう。

- ・ 害虫が突然出てきても、緊急に駆除することが必要か、冷静に考えましょう。
- ・ 賃貸住宅ならば、事業者へ依頼する前に管理会社や大家等に相談するのも一法です。
- ・ 事業者からは、複数社から見積もりを取って比較・検討する前提で、話を聞きましょう。

料金や作業内容に納得できない場合は、その場での支払いは避けましょう。

- ・ 想定以上の高額請求等に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは避けましょう。

クーリング・オフができる場合があります。

- ・ 事前の提示額と実際の請求額が大きく異なる場合や、作業後に新たに別の契約を勧誘され締結した場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフが適用できる可能性があります。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

**全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)**

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

**長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999**

[相談受付] 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00



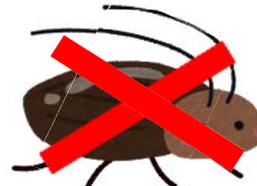
# 【広告の格安料金に要注意！】

## 作業後に高額請求する害虫駆除トラブル

広告では  
格安料金

この業者に  
依頼だ！

業界最安値！  
「1000円～」



ゴキブリ駆除  
24時間365日  
最短〇〇分で到着！



駆除事業者

燻煙剤、忌避剤も散布しましょう

次々と追加  
される作業

駆除作業後

作業料が  
50万円！？

広告と違う  
高額請求

